三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　山口県岩国市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　山口県岩国市錦町須川字水ケ浴三四七一、三四八五の一、三四九〇の一、三四九〇の四、三四九三、三四九四の一、三四九四の三、三四九五の一、三四九六、三五〇〇の二、三五〇一の一、三五〇一の二、三五〇二の一、三五〇二の三、三五〇二の五、三五〇二の七、三五〇三の一、三五〇三の二、三五〇三の四、三五〇三の六、三五〇三の八、三五〇七の一、三五〇七の三、三五〇七の五、三五一七、三五一八の一、三五一八の三、三五二六、三五二八の一、三五二八の三、四二〇八、四二一二、四二一四の一、四二一四の三、四二一九、字辻三五一〇、三五一一の一、三五二〇、三五二一、三五二七の一、三五三〇の一、三五三一の二、三五三二、三五三三の一、三五三三の二、三五三六の二、三五三六の三、字かり作三五一九、字牛転ビ三五三六の一、三五三六の四、三五四五の一、字桃ケ浴三五四一から三五四三まで、字谷角三五四四の一、三五四四の二、四二〇三の一、四二〇六、字十釜畑三五五四、三五五六の一、三五五七の一、三五五七の三、三五五八の一、三五五八の三、三五六〇の一、字市ノ瀬向三五五九、三五七四、三五七五、三五七七、字松ケ原三五六五の一、三五六七、三五七六、三六一三の三、四二二〇の二、四二二四、四二二六の一、四二二六の二、四二二七、四二二八の一、四二二九の二、四二三二、字仮作三五八九、三五九〇の一、三五九〇の三、三五九三、三五九七の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字水ケ浴三四八五の一・字谷角三五四四の一・四二〇六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木白木字松本一九六、字ヌリヤ二六四の一、字山ノ田三六四の一、三六四の二、三六四の四、三六四の六、字堂ヶ迫五九四の一、五九四の三、五九四の五、字山口六四八、六四九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字平等寺一三八一の一八・一三八一の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

(一)　代表者の氏名の変更

変更前	鬼塚　雄介
変更後	三宅　庸雅

(二)　変更年月日　平成二十五年六月四日

○観光庁告示第十四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、遠州鉄道株式会社（登録研修機関第二十二号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年六月二十一日

観光庁長官　井手　憲文

一　代表者の氏名の変更

変更前	竹内善一郎
変更後	斉藤　薫

二　変更の年月日　平成二十五年六月二十七日

○海上保安庁告示第百二十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年六月二十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	大阪新島埋立区域C灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・二キロメートル）
北緯	三四―三八―一〇
東経	一三五―二一―二二
変更した事項	
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・二キロメートル）
北緯	三四―三八―一一
東経	一三五―二一―二三
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで七・七メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日	平成二十五年六月三日
名称	大阪新島埋立区域D灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・〇キロメートル）
北緯	三四―三八―一八
東経	一三五―二一―三〇